



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会社名：ウエルシアホールディングス株式会社

代表者名：代表取締役社長

水野 秀晴

(コード番号 3141 東証第一部)

問合せ先：取締役兼執行役員 I R・企画部長 中村 壽一

(TEL 03-5207-5878)

内部統制システム構築の基本方針の改定のお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせいたします。(主な改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

基本的な考え方

当社及び当社グループ各社は、会社法第 362 条第 4 項 6 号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下の通り定め、当社並びに当社子会社の業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図るため、以下の通り内部統制システムの体制を整備し、運用する。

基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。

特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
- (2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。

さらに、当社は、代表取締役社長に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査を実施する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
- (2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社および当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。

また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取締役会に出席・報告させる体制を整備している。

内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。

7. 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意と要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実行性を確保に努める。
- (2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる

事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。

9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。また、社外監査役の独立性を高め、意見形成の質を高めるため、社外監査役のうち1名は弁護士を選任する。

基本原則

上記の基本方針に則り、体制整備に努める為の具体的方策として、当社および当社グループ各社は、一般的に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めことを基本原則とする。

1. 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

2. 財務報告の信頼性の確保

株主（投資家）からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

3. 法令等の遵守

当社および当社グループ各社の社会的責任を認識した上で、事業活動に係わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見に努める。

4. 資産の保全

資産の取得、使用および処分が正当な手続きのもとに行われるよう努める。

以上